

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案 支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
1	南 佐 久	維持工事におけるICT活用	ICT・BIM/CIM	ICT活用工事の実施方針によれば、長野県建設部が入札公告するすべての工事が対象で、施工者希望型でも必要経費の計上は出来ることとなっておりますが、舗装修繕工事等の維持工事を受注した際、当初から工事予算の余裕が無いことによりICT施工を断念する、又はICT施工実績・創意工夫点数の為に自費施工せざるを得ない状況があります。 是非、維持工事におきましても生産性向上や品質向上に資するICT活用を積極的に実施できる体制づくりをお願い致します。	【技術管理室（指導）】 ICT活用工事について、受注企業の皆様のご協力もあって、年々着実に実施件数が増加しています。令和5年度のICT活用工事実施状況は、県発注工事の約2割に及ぶ、270件の工事が実施しているところ。 建設工事におけるICT活用工事の普及には、ICT活用の意義や目的を適切に理解することが重要と認識しています。 県が推進するICT活用工事の取組について、理解促進が図れるよう技術担当者会議や研修等あらゆる機会をとらえて担当へ周知し継続的に取り組んでまいります。
2	伊 那	ICT活用工事における適切な費用計上について	ICT・BIM/CIM	建設業の担い手不足は深刻な課題であることに併せ昨年4月より建設業についても残業時間の上限規制が適用となりました。 そのため、生産性の向上、働き方改革を進める上でICTを活用した工事を推進する必要があります。 しかしながら、機械リース料が高額なため、活用が難しい意見が出ています。 また、ICT重機をリースしたところ、リース会社からひと月分の請求がきたにも拘らず、日割り計算で精算となった事案も出ています。 ICT活用工事を推進する県の立場として、費用面を含め受注者が活用しやすい環境整備をお願いします。	【技術管理室（指導）】 県では、ICT施工の導入・活用の促進のため、国発注工事などの先進的な現場の研修会の開催や県発注工事におけるICT活用工事に係るFAQの作成・公表などに取り組んでいるところ。 先般、中小建設業者によるICT化を促すため、経済産業省（中小企業庁所管）の「中小企業省力化投資補助金」について、建設業で活用可能な製品（GNSS測量機、地上型3Dレーザースキャナ、清掃ロボット、マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル）が補助対象として支援措置がされました。この補助金の他に「IT導入補助金」、「ものづくり補助金」などの補助金制度や厚生労働省による助成金制度が整備されていますので、まずは、国の補助金制度等を効果的にご活用いただきますようお願いいたします。 ICT施工の導入に関する補助金・助成金について、先般、開催されました「ICT経営者セミナー」（協賛：関東地方整備、長野県、長野県建設業協会）において、国から紹介がありましたので、資料を共有しますので活用の参考としてください。 中小規模工事のICT活用について、ご提案にありますとおりICTの導入・活用が促進するよう、導入事例の共有や研修プログラムの提供に取り組んでまいります。
3	更 埴	中小規模工事のICT活用について	ICT・BIM/CIM	ICT活用は、活用するための機器やソフトウェア、システム導入には高額な初期投資が必要です。中小規模工事においては、コスト面もありますが、ICT機器やソフトウェアの操作スキルを持つ技術者が不足している現場が多く、新しい技術を使いこなせないケースがほとんどであると思います。 仮に導入しても、担当者の負担も大きく、採算が取れません。 中小規模現場に向けた、補助金や助成金制度を充実させていただき、導入例の共有や、研修プログラムを提供していただきたい。	・3月7日 「ICT活用工事現場研修会」 ・3月12日 「長野県BIM/CIM初心者向けハンズオン講習会」

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
4	上小	事前協議チェックシートについて	工事書類	工事書類簡素化ガイドライン（R6.4適用）の改定に伴い、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート（土木工事用）」（国土交通省基準を準用）に改定になりました。 事前協議チェックシートの（9）電子成果品及び工事帳票のフォルダ・ファイル構成のDRAWINGフォルダに注釈として※3が以下のとおり記載があります。 「※3 発注者から発注図CADデータの提供の有無に係わらず、電子納品の対象とする。なお、運用にあたっては「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（H29.3）」（P.54～57）等を参考とする。」 改定前は、発注図がCAD製図基準（案）に準拠しない場合は完成図（100%出来形図等）をOTHERSフォルダへ格納します。または準拠の場合は完成図をDRAWINGフォルダへ格納となります。 今回の改定により全ての工事が対象となり、CAD製図基準に則った完成図を作成しDRAWINGフォルダへ格納となります。 完成図は工事の種類によっては1から作る必要がある場合があり、対象となる場合は受注者にとって大幅な負担増となります。 改定した事前協議チェックシートの運用が始まったばかりなので、ご説明をお願いしたい。 なお、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」では、そもそも発注者が製図基準に基づいたCADデータを渡すことになっていると思われるが、それについては対応できているか併せてご教示いただきたい。	【技術管理室（指導）】 CAD 基準に準拠していない発注図等における格納については、改定前（従前）のとおりの取扱いをお願いします。 なお、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート（土木工事用）」について、注釈として※3の記載内容に誤りがありましたので訂正します。 発注図面の提供については、CAD 基準に準拠していないCAD データの場合は、発注者がCAD 基準に従い再作図した上で、発注図として受注者に提供することとしているが、発注者側で設計修正等を行った場合には、CAD 基準に準拠していない場合があるため、再度周知してまいります。
5	飯田	工事書類の簡素化による問題点	工事書類	令和6年度より工事簡素化ガイドラインの運用が本格的に始まったところですが、検査職員が検査時に確認してきた事項が担当者である監督職員に移行された感があります。検査時の書類整理項目が減り簡素化にはつながりますが、それに反し、監督職員の日々の確認業務が増えることなどで、現地立会の減少や協議事項の可否判断など重要な業務が手薄になるほか、工事成績評定で採点正当性や公平性が失われる可能性も考えられます。出先機関での運用に関し、現状の問題点や改善点などをしっかり抽出していただき、有効なガイドラインとなるべく取組みをお願いします。 また、本年度より遠隔臨場も始まっていますが、それにより監督職員の現場への来現回数が減り、現場状況の理解不足が更に進むことも非常に危惧されますので、併せてご検討をお願いします。	【技術管理室（指導）】 工事書類簡素化ガイドラインについては、働き方改革の観点から、受注者の工事書類作成の省力化・効率化を図ることを目的に、長野県土木施工管理技士会からいただいたご意見等を参考に令和6年4月から適用しているところ。 今回の改定により、国様式の標準化を除き、一定の簡素化が終了したものと考えている。本取組がさらに効果的なものとなるよう、受発注者に対し改定ガイドラインへの意見や改善案の調査を実施し、ガイドラインの一部見直しを検討することとしています。 遠隔臨場については、移動時間の削減など受発注者の作業効率化を図るため活用しているところ。 】ご懸念の現場状況の理解不足には、対応を検討するとともに、現場支援業務を併用して実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
6	松筑	ワンデーレスポンスについて	工事書類	かなり改善されておりますが、ワンデーレスポンスについて工事の進捗に支障がないように引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。回答に時間がかかる場合は日時指定等での対応をお願いします。	【技術管理室（指導）】 ワンデーレスポンスについては、引続きひ工事の進捗に支障がないよう取り組んでまいるとともに、回答に時間がかかる場合には、日時指定するなど対応するよう周知してまいります。
7	松筑	書類の簡素化	工事書類	施工前に施工計画書で発注者の承認を得るが、生コンクリートの水セメント比縛りで、18-8-40BB（65%）が21-8-40BB（55%）となるのを施工計画書に記載すれば使用材料の協議を不要として頂けないでしょうか。 過日、検査員から日々進捗と言われ協議書を提出しなくて注意されました。	【技術管理室（指導）】 生コンクリートの使用材料については、「工事書類簡素化ガイドライン（R6.4適用）」のNo.20 施工計画書（P.11）より、主要資材に実際に使用する規格を記載することとなりましたので、協議は不要となります。

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
8	大北	橋梁補修工における出来形管理について	工事書類	橋梁補修工に関しては、出来形管理基準及び写真管理基準が明確にされていません。 管理基準に無い工種は、監督員と協議の上、決定するよう指導を受けているが、指導監査や竣工検査において、標記について議論されることが多いです。 調査段階では、ひび割れ補修や断面修復箇所のマーキングと図化し、全箇所写真を撮影することがあるが、補修完了後の出来形・写真管理では現場それぞれの管理方法を検討しなければなりません。 監督員と協議し決定したにもかかわらず、検査員によっては全箇所写真撮影や基準の根拠を求める方もいます。昨今、橋梁補修は全国的にも数多く施さなければならない工種であるため、発注者の統一管理基準を決めていただきたいと思います。	【技術管理室（指導）】 橋梁補修工の出来形管理基準及び写真管理基準について、皆様のご意見を参考にしながら検討したいと考えています。検討にあたり、検討メンバーなどご相談をお願いします。
9	更埴	情報共有システムにおける決裁日について	工事書類	工事打合せ簿について、事前に発議しても、軽微な直し（表現や表記の仕方）により差し戻された場合、発議日は当初の発議日にしていただきたいと思います。（差し戻し書類が承諾していただくまで時間を要する場合、発議日が施工実施日の後になる場合がある） この場合、日にちをさかのぼらせていただくか、コメントで当初日を記載させていただくなどの検討をお願いします。（受注者側に非があるように思われてしまう） ※担当監督員により、個人の主観が強い方の場合、1度で済む書類が何度も差し戻されます。非常に代理人には負担が大きくなります。 書類の簡素化も進んでいく中、担当監督員の考え方や書類の必要性など、主観やこだわりではなく業務的に速やかに処理していただくようにしていただきたいと思います。	【技術管理室（指導）】 情報共有システムにおける決裁日については、昨年度、提案議題と回答をメール送付により発注機関に情報共有しました。 ご提案のとおり「日にち遡り」又は「コメントで当初日を記載」するよう、改め取扱いについて発注機関に文書通知してまいります。
	飯田	情報共有システムにおける決裁日について【前年度議題再提案】		昨年よりお願いしています決裁日の整合ですが、未だ整合されていないのが現状です。昨年の回答以降、どのように指導したのか説明をお願いします。 そして、今後多くの工事で決裁日の整合がなされるようご指導をお願いします。	
10	須坂	アスファルト舗装現場の温度測定頻度について	工事書類	品質管理基準のアスファルト舗装現場の温度測定の頻度について、測定は1台ごととありますが、頻度を減らすことはできないでしょうか。 到着温度・敷き均し温度は必要なのでしょうか。 測定しないと評価点に影響するのでしょうか。	【技術管理室（指導）】 アスファルト舗装の温度管理については、舗装の耐久性や強度に影響することから舗装の品質確保として適切な温度測定による管理が重要と考えています。 県の品質管理基準では、初期転圧前のみが、管理項目として定められております。到着温度及び敷き均し温度は、各施工段階における施工管理として自主的に管理し、舗装全体の品質を維持するものです。なお、工事成績評価項目の対象となっています。（調査項目別運用表（しゅん工検査員、品質）；プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。）

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
11	長野	中間検査・しゅん工検査時の「しゅん工（中間）検査結果報告書」の受注者（現場代理人）への送付について	工事書類	中間検査・しゅん工検査時には、検査員が「しゅん工（中間）検査結果報告書」により各項目を確認して、検査が進められていると思います。 検査員が作成した「しゅん工（中間）検査結果報告書」は検査結果復命書と共に発注機関には送付されていると思いますが、受注者（現場代理人）には送付されてないと思います。（現状の検査要綱等には発注者への送付について記載がありません。監督員等に個別に依頼して入手できる場合もありますが・・・。） この「しゅん工（中間）検査結果報告書」には、どのような項目が検査・確認されたのかを受注者が確認できる唯一の書面となり、今後の工事施工の省力化等に大変有効と思われるので、「しゅん工（中間）検査結果報告書」の受注者への公表と「事務処理」の追加・修正を行い、発注者にも周知徹底をして頂き、受注者が受領できるようにお願いいたします。	【契約・検査課】 しゅん工（完了）検査では、品質、規格、数量等が契約図書の内容に適合しているかを確認しています。併せて、その執行状況又は管理状況の確認を行っています。 検査の実施においては、検査項目が多岐にわたることから、検査の効率化や検査項目の漏れ防止のため、検査員のメモとしてしゅん工（完了）検査結果報告書を用いて確認しています。 検査時には、受注者や監督員に確認や説明をしながら行っていますが、指摘事項等が正確に理解、伝達されなければならないため、受注者が求めた場合は、しゅん工（完了）検査結果報告書（写し）を提供できるものとして考えています。
12	木曽	残土処分場の確保について	残土処理	現在、県内全域で残土処理場の確保が困難な状況であり、当地域でも現在確保している処理場だけでは今後想定される発生残土の処理を賄えないことが明確であり、新たな残土処理場の確保が急務と思われます。そういった中で現在、盛土規制法における規制区域指定に向けた基礎調査が実施され、当地域のほとんどが区域指定内となっています。今までも残土処理場の確保については、県、市町村、地元建設団体が協力し、大変な苦労の中、1年以上の時間を掛け、なんとか確保を行ってきたのが実情です。基礎調査どおりに区域設定されれば残土処理場の確保に今以上の時間と労力を要し、場合によっては確保ができない地域も発生する可能性があります。区域の設定については県、市町村、地元関係団体でしっかり協議を行い、現地を適切に確認し、目的にあった規制区域の設定を行って頂きたいと思います。	【都市・まちづくり課】 残土処理場の確保が困難という状況はお聞きしておりますが、盛土規制法は残土処理場などの造成を禁止するものではなく、盛土・切土・土石の堆積の安全性を確保するものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、区域の指定にあたっては、パブリックコメントの他、市町村への意見聴取を経たうえで指定してまいります。
	松筑			残土処理場（土捨て場）については、受注してから探すには時間がかかるため、発注前までに確実に発注機関での確保を昨年同様に再度お願いします。	【技術管理室（指導）】 建設発生土については、適正な利用・処分を実施するため、工事の発注段階において搬出先を指定する指定利用等、搬出先の条件明示を行い、建設発生土の搬出先の明確化を実施しているところ。 引き続き、建設発生土の指定利用等に徹底するよう周知してまいります。
	長野			残土搬出等について、『資源有効利用促進法』により規制が厳しくなり、発注者からの要求も多くなっています。現在残土の受け入れ先についても非常に少なく、受け入れ先を探すのに苦慮している現状です。 現場説明事項・施工条件明示事項に搬出先等を明示しているが、土質の違いにより単価の差異が生じる場合や、実際に大型ダンプトラックでの運搬が厳しい箇所等、現状に合わないことが記載されている場合があります。設計の段階で、残土処分場と見合った単価をもう少し精査し、柔軟に対応頂きたいと思います。 他県では、行政側で残土処分場を確保しているところもあるという話も聞きます。	【技術管理室（指導）】 工事発注にあたっては、設計段階において建設発生土の土質及び運搬ルートの確認を行うとともに、建設発生土の運搬・処理費など必要な経費を適正に計上するよう改め周知してまいります。 残土処分場の確保については、「長野県建設発生土受入地域連絡会」により、建設発生土の工事間利用及び受入地等の確保に向け取り組んでいるところ。 引き続き、連絡会の皆様と連携し受入地等の確保に向け取り組んでまいりますので、受注者の皆様におかれましても受入地等の確保に向けたご提案や情報提供をお願いします。

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
13	諏訪	出来形、品質管理の10点ばらつき管理の評価について	成績評定	現在の出来形、品質管理においては、測定数10点以上とそれ未満では、工事成績評定に明確な差が生じています。土木工事施工管理基準に従った管理測点となると工事規模等の現場条件により評価点が定められ、非常に不公平であると考えます。 例えば、距離が短く曲線がある線形の工事現場とまっすぐで距離の長い現場とでは、前者の工事が測点数10点未満であれば工事の難易度、施工管理も大変なのに後者より工事成績が低くなります。 ばらつき管理については監督員と協議とありますが、出来形管理基準に基づくため、監督員も自分の判断で施工条件を加味するようなことを敬遠しがちです。測定数10点については再検討を頂きたい。	【技術管理室（指導）】 出来形管理及び品質管理の測定管理については、施工の重要度に応じて決定されるものですが、測点数が10点以上となる工事は、数多い測点のばらつきを管理することから評価に値するという考えです。 ご指摘にあるとおり、工種や工事規模等により評定がされる仕組みとなっておりますので、評定方法等について、皆様のご意見を参考にしながら研究してまいります。
14	中高	工事成績評点について	成績評定	工事金額の大小により、管理項目の相違があります。これにより100点満点の採点基準では、工事金額が小さいと対象項目が無いため満点にはなりません。 全ての技術者は工事を行うためたくさんの苦勞を乗り越えしゅん工、完成を迎えます。どんなに良いものを作ろうとも、「どうせ〇〇点が上限だから」となれば、士気が下がってしまいます。採点基準についての改善・改革を切にお願いします。	
15	飯山	加点对象について	成績評定	林務課などで使用している鋼製自在枠の谷止工などは、検査時に評価できる部分が出来形で流路工の3点。品質に至っては生コンクリートすら使用していないため、ミルシートのみで出来ばえ以外にほとんど加点の対象とはなりません。 それでも工事自体の難度は、例えば舗装工事の比ではない。しかし、舗装工事では管理測点や品質管理などで点がかせげる為、評価点は高くなります。鉄筋コンクリート構造物（重要構造物）では、作業難易度が高いが管理項目は10点未満のため、評価が低いです。なんでも同じ尺度で評価するのはいかかと思われます。	

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
16	佐久	橋梁補修工事における塗替塗装の積算について	設計積算	橋梁補修工事で塗替塗装を行う場合、吊り足場を設置し、塗装を施工しますが、吊り足場の足場チェーンがある箇所については、足場チェーンがない箇所を先に塗装し、その後、足場チェーンの位置を変更し、再度、塗装を施工しています。 現在の積算基準は、土木工事標準単価で積算されていますが、これは日当り標準施工量を基に積算されており、桁を一回の作業ですべて施工する場合には、適切と思われますが、足場チェーンの位置を変更し、再度、施工する場合では実態に合っていないため、実態に即した設計にさせていただきよう要望します。	【技術管理室（基準）】 橋梁塗装工の積算は、ご指摘のとおり日当たり施工量を基にした土木工事標準単価を用いております。様々な施工条件がある中、標準的な歩掛を策定したものであり、施工形態動向調査や施工合理化調査により決定されているため、実態が適切に反映されるよう、これらの調査の対象となった場合には、ご協力をお願いいたします。
17	諏訪	災害復旧工事現場における設計変更について	設計積算	災害査定を受けた災害復旧工事の現場においても、設計図書・発注図どおりの施工方法に無理がある場合や、現場条件の変化等により設計変更が必要な場合があります。 例えば、ある現場で護岸工を施工する際、仮締切をし、掘削を行うと作業ヤードが無くなり重機が近寄ることができず、クレーンで資機材を搬入せざるを得なくなりました。これにより日施工量が低減した上、クレーン費用が増大するという状況になりました。事前に想定できたので、監督員にクレーン費用を変更対象としてもらえないか協議しましたが、災害復旧工事なので難しいとの回答でした。この他にも「新しい工種が作れない」等の理由で変更できないということがありました。 災害復旧の現場においては、設計から復旧工事まで迅速に行う必要があることから、設計が不十分になってしまうこともあると思います。災害復旧事業だから設計変更が難しいというのではなく、たとえ国との協議がある場合でも災害の現場であるからこそ諸条件による変更に対応できる対応をさせていただきようお願いします。	【河川課】 一般工事と同様災害復旧工事においても、契約時点で定めた設計図書の条件が現場と異なる場合には、必要に応じ国との協議を行い、設計変更を行っております。 設計変更が出来るのに難しいと考えている担当もいることから、周知徹底を図ってまいります。
18	松筑	変更設計について	設計積算	切削オーバーレイの施工となっていたが、交差点内であり施工が難しかったため剥ぎ取り舗装に変更したが企業努力だと言われました。 また、ガードマンも変更の対象とならないと言われました。 どこまで変更可能か教えていただきたい。 橋の現場では、峠道でもあり冬季の施工が困難なため春先からの施工を計画していたが路面が掘れている、入札してとっているのを直してくれと言われました。朝晩のパトロールも、現場に入っていないがずっと面倒を見ないといけないのはなんとかしていただきたい。	【技術管理室（基準）】 設計変更は設計変更ガイドラインに基づいて行われており、次の場合には、原則として設計変更が可能です。 1. 発注者による「指示」、受発注者間の「協議」に基づく発注者の「指示」によるもの。 2. 仮設において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等の現場条件が、現地で確認された場合。 3. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。 4. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。 ただし、発注者と事前に「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合や、口頭だけの指示や協議の場合は設計変更ができませんので、事前の協議を徹底するようお願いいたします。 ご指摘の案件の例であれば、舗装工の工法を変更しないと施工ができない場合や、地元や関係機関との調整の結果、ガードマンの増員が必要となった場合等であれば、設計変更の対象となりますので、設計変更の必要性について、事前に発注者と協議をしていただくようお願いいたします。 また、発注者の指示によりパトロールを実施したのであれば、パトロールによる人員等も設計変更の対象となりますので、事前の協議をお願いいたします。

令和6年度 新規議題 一覧表（提案要旨）

No.	提案 支部	提案議題	区分	提案要旨	回答
19	長野	小規模工事について	その他	1. 小規模維持において、月報処理案件は、毎月末締めで翌月の10日までに書類を提出、小破工事は、工期を設定して書類提出していますが、金額査定及び支払いが、50日を超えることがほとんどであります。通常のしゅん工検査時では建設業法違反にならないように確認を受けます。改善をお願いします。 2. 小規模工事において、前年度の引継ぎ現場の発注が無いままに、新年度の苦情案件から取組むことがあり、せっかく前年度（それ以前の年のものもあり）立会を行っていても、実施されないことがあり、立ち合いの意味をなしていないと考えます。改善をお願いします。 3. 現場の状況により小規模工事では、対応できないほどの傷みがある舗装工事があると感じていますので、維持課では無く、整備課にて対応して頂けるよう、改善をお願いします。	【道路管理課】 1. 竣工書類が整いましたら、支払いまで速やかに行われるよう徹底します。 2. 工事依頼を前提に立ち合いするよう徹底します。 3. 道路の舗装については、令和5年度から、「道路リフレッシュプラン」として、交通量の多い市街地や主な観光地へのアクセス道路を対象に予算を増額し重点的に取り組んでいるところです。しかしながら、県が管理する道路の延長は約5,200kmあり、予算にも限りがあるため、結果的に必要な修繕ができていない状況です。このような中、応急的に一時的な修繕を依頼することがあるかと思いますが、舗装の劣化状況により、適切な発注に努めてまいります。